

平成28年度 技術検定試験 (土木・管工事・造園)の改正について

平成28年度の技術検定試験(土木・管工事・造園)より以下の改正が行われます。

【2級学科試験の受検資格等の改正】

◎2級学科試験の受検資格の改正

2級学科試験のみの受験が、受験年度中における年齢が17歳以上の者であれば、可能となりました。

◎2級学科試験の免除を受けられる期間の改正

2級学科試験のみの合格者が学科試験の免除を受けて実地試験のみを受験することができる期間が、合格した翌年度から11年間となりました。

ただし、この間に学科試験の免除を受けて実地試験のみを受験できるのは、この間に行われる連続する2回までです。

【専門学校卒業者の受検資格の改正(1級・2級共通)】

専門学校卒業者の受検資格の取扱いについて、以下の様に改正されました。

大学卒業者 専門学校を卒業したもののうち「高度専門士」と称するもの

学歴	左と同等の学歴を有する者(改正点)
大学卒業者	専門学校を卒業したもののうち「高度専門士」と称するもの
短期大学・ 高等専門学校卒業	専門学校を卒業したもののうち「専門士」と称するもの 高等学校卒業者 専門学校卒業者(「高度専門士」「専門士」を除く)
高等学校卒業者	専門学校卒業者(「高度専門士」「専門士」を除く)